

商業活性化推進事業助成金交付要領

（目 的）

第1条 この要領は、地域商業の活性化を推進するため、公益財団法人石川県産業創出支援機構（以下「支援機構」という。）が、県内の中小小売業者が主たる構成員となって組織する団体等が行う地域商業の活性化のための事業に対し助成金を交付する事業（以下「助成金交付事業」という。）を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（助成金交付事業の対象事業者）

第2条 助成金交付事業の対象事業者は、次の各号に定める者とする。

- （1）石川県内の中小小売商業者が主たる構成員となって組織する商店街等の団体のうち、本事業に係る市町の補助対象となる団体
- （2）その他支援機構理事長が認める団体等

（助成金交付事業の対象事業）

第3条 助成金交付事業の対象事業（以下「助成事業」という。）は、次の各号に掲げる事業を複数組み合わせる実施する事業であって、地域商業の振興に資するものであるものとする。

- （1）計画策定・調査研究事業
商店街の活性化に資する中長期的な計画・構想等の策定や調査研究を行う事業
- （2）商店街等イベント事業
商店街等が実施するイベント事業
- （3）空き店舗対策事業
商店街の空き店舗を改装し、新たに店舗等として立ち上げるための事業
- （4）人づくり支援事業
地域商業活性化活動を担う人材の発掘・育成を図る事業
- （5）地域コミュニティ事業
子育てサービスや高齢者対応など地域交流や地域福祉に貢献する事業
- （6）魅力向上事業
商店街等が持つ独自の強みや魅力を発掘・活用し、魅力向上に取り組む事業
- （7）（1）～（6）に掲げるもののほか地域商業の活性化に特に資すると認められる事業

（助成対象経費）

第4条 助成対象経費は、前条の事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- （1）委員、講師又は研究員等の外部専門家に対する謝金（助成対象事業者の会員、組合員、役職員等の内部関係者を除く。）
- （2）委員、講師又は研究員等の外部専門家に対する旅費（助成対象事業者の会員、組合員、

役職員等の内部関係者を除く。)

- (3) 会議費(食糧費については、コーヒー代程度とする。)、会場借料、会場整備費、資料作成・購入費、印刷製本費、通信運搬費、集計・分析費、広告宣伝費、通訳・翻訳料、原稿料、保険料、消耗品費、機器借上料、借損料、備品費、内装工事費、家賃、水道光熱費、燃料費、雑役務費等の事業経費
- (4) 委託費(専門的知見を必要とする事業部分に限り認めるものであり、その事業全てを委託するものを除く。また、委託の成果物は、事業報告時に提出させることとする。)
- (5) (1)～(4)までの支出に係る消費税及び地方消費税
- (6) (1)～(5)に掲げるもののほか、地域商業の活性化に特に資すると認められる経費

(助成事業の採択基準)

第5条 助成事業は、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 商業をめぐる環境変化により新たな対応を迫られている等事業実施の緊要性が高いこと。
- (2) 助成事業の実施及び助成期間終了後の事業継続が確実である等、事業内容の熟度が高いこと。
- (3) 助成事業の実施により集客力の増加が見込まれる等地域商業活性化の効果が高いこと。

(助成率)

第6条 助成率は3分の1以内とする。ただし、支援機構理事長が必要と認めるときはこの限りではない。

(助成限度額)

第7条 助成限度額は以下のとおりとし、助成限度額と市町が対象事業者に対し補助する額かつ事業者負担額のいずれか低い方の額(千円未満を切り捨て)とする。ただし、支援機構理事長が必要と認めるときはこの限りではない。

- (1) 商店街が単独で事業を実施する場合 100万円
- (2) 複数の商店街が共同で事業を実施する場合 150万円

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付申請を行う事業者(以下「助成事業者」という。)は、助成金交付申請書(別記様式第1号)を、支援機構に対し、別に定める日までに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第9条 支援機構は、助成金の交付申請があったときは、当該申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成事業者に対して助成金の交付決定を通知する。

(助成金の交付の条件)

第10条 支援機構は、交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときに、助成事業者に対して次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 助成事業の内容の変更又は助成事業に要する経費の配分の変更(支援機構が定める軽微なものを除く。)をする場合に支援機構の承認を受けること。
- (2) 助成事業を行うため締結する契約に関する事項その他助成事業に要する経費の使用方法に関すること。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合に支援機構の承認を受けること。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合、支援機構に報告し、支援機構の指示を受けること。

2 支援機構は、助成事業の完了により当該助成事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該助成金の全部又は一部に相当する金額を支援機構に納付すべき旨の条件を附すことがある。

3 第1項第1号又は第3号に規定する支援機構の承認を受けようとする者は、承認申請書(別記様式第2号)を提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 助成事業者は、第9条の規定の通知に係る助成金の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、その交付決定の通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

(助成事業の遂行)

第12条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない、いやしくも助成金を他の用途へ使用してはならない。

(遂行状況報告)

第13条 助成事業者は、必要に応じ、支援機構の定めるところに従って支援機構に対して助成事業の遂行状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、事業終了後1月以内又は2月末日のいずれか早い日までに助成事業の成果を記載した実績報告書(別記様式第3号)を支援機構に対し提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第15条 支援機構は、前条の実績報告書の提出があった場合は、報告書等の書類の審査、必

要に応じて行う現地調査等により、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に対して通知するものとする。

（助成金の支払い）

第16条 支援機構は、前条により交付すべき助成金の額を確定した後、助成金を助成事業者に支払うものとする。ただし、助成金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

（助成金の請求）

第17条 助成事業者は、前条により助成金の支払いを受けようとするときは、それぞれ精算払請求書（別記様式第4号）又は概算払請求書（別記様式第5号）により支援機構に助成金の支払請求を行うものとする。

（助成金の交付決定の取消）

第18条 支援機構は、助成事業者が、助成金を他の用途へ使用し、その助成事業に関して助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第19条 支援機構は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金）

第20条 助成事業者は、助成金の返還を指示されたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額に年10.95%で計算した加算金を納付しなければならない。

（延滞金）

第21条 助成事業者は、助成金の返還を指示され、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を支援機構に納付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第22条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した機構が定める財産を、支援機構の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保の用に供してはならない。

(立入検査等)

第23条 支援機構は、助成事業の適正を期するため必要があるときは、助成金の交付を受けた者に対して報告させ、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助成金の経理)

第24条 助成事業者は、助成金に係る会計を他の会計と区分して経理しなければならない。また、収支を明確にした預金通帳、対象経費の支払いに係る領収書、現金出納簿等、証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を事業遂行年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第25条 この要領で定めるもののほか、助成事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、支援機構が別に定める。

附 則

この交付要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この交付要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この交付要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この交付要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この交付要領は、令和5年4月1日から施行する。